

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

栃木国民年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
婚姻前から同居していた夫に勧められて、国民年金に加入し、過去に遡って保険料を納めた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、第 2 回特例納付実施期間中である昭和 50 年 6 月 9 日に国民年金加入の届出を行っている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、20 歳に到達した 47 年*月から同年 3 月までの期間に係る保険料については第 2 回特例納付により納付し、48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間に係る保険料については同年 8 月及び同年 12 月に過年度納付していることが確認でき、未納期間の解消に努めていたことが推認できる。

また、当該特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間については、本来第 2 回特例納付により保険料を納付できない期間であるにもかかわらず、特例納付により納付したことがうかがわれる記録となっているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、保険料の未納は無く、申立人に国民年金の加入を勧めたその夫も 20 歳から 60 歳到達までの保険料を完納しており、夫婦ともに納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 1028 (事案 606 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年3月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで

国民年金保険料については、亡夫が夫婦共々1か月の未納も無いよう欠かさず納付してきた。また、申立期間②については、台帳を見ると納付済みの印が取り消されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の、当該期間の国民年金保険料を納付していたとするその夫は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明であること、また、申立人及びその夫の納付状況をみると、必ずしも夫婦同時に納付していないことから、夫の納付状況をもって申立人の保険料が納付されていたものと推認するのは困難である上、申立期間①の一部の期間については、その夫も未納となっていること、さらに、申立人及びその夫とも、申立期間以外に数年間に及ぶ未納期間がみられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は再度申立てを行っているが、当該期間について、保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無く、夫が保険料を納付していたのは確かであると述べるのみであり、その主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が当該期

間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）をみると、当該期間の国民年金保険料の納付を示す印が取り消されていることが確認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿をみると、当該期間については未納と記載され訂正された形跡はない上、特殊台帳の昭和53年度の欄には、昭和54年に市の被保険者名簿と突合したことを示す「54 突合済」との印が確認できることから、特殊台帳における取消しの表示は、納付済みを示す印を誤って押したため取り消したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金の任意加入を途中でやめた記憶は無く、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、保険料を納付していたので、申立期間を納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の任意加入を途中でやめた記憶は無い。」と主張しているが、A 市における申立人の国民年金被保険者名簿の喪失年月日欄には「昭和 57 年 4 月 1 日」と記載され、摘要欄には「申出 57. 4. 30」と記載されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳の資格喪失欄にも「昭和 57 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、その主張とは相違する。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、当該期間に係る保険料の納付書は発行されないことから、保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで

昭和 61 年 8 月に A 社に同期で入社した同僚の厚生年金保険被保険者記録は入社時からあるが、私の記録は 62 年 1 月からとなっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の B 健康保険組合における資格取得日及び申立人が所持する厚生年金基金加入員証の資格取得日は、いずれも昭和 62 年 1 月 1 日とされており、オンライン記録上の厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録と一致している。

また、C 共済組合からの回答により、申立期間当時、申立人がその夫の被扶養者であった記録が確認できる上、オンライン記録においても国民年金の第 3 号被保険者期間であったことが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。